

役員等の構成、年齢、再任の制限等に関する規程

第1条 本規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当協会」という。）の役員について、多様性の確保、新陳代謝等を図るため、役員構成、就任時の年齢、再任等について定める。

第2条 本規程における「役員」とは、定款第26条第1項に定める理事及び監事をいう。

第3条 役員は、会長及び副会長については就任時満70歳未満であること、その他の理事については就任時満65歳未満であることとする。

2 役員は、通算して5期まで再任されることが出来るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、その実績等に鑑み、特に中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該役員が新たにまたは継続して役員を務めることが不可欠である特別な事情がある場合に限り、通算して7期まで再任されることが出来る。

4 前項の特別な事情については、役員選考委員会が検討し、内容・理由を公表するものとする。

第4条 当協会は、役員構成について、次の基準を置く。

(1) 理事の構成について

①多様な意見を踏まえて当法人を運営するため、理事には加盟団体の代表である正会員および加盟団体を出身母体とする者だけでなく、学識経験者、アスリート出身者(元アスリートを含む)、女性代表などを入れてバランスを図ること。

②学識経験者の比率を25%以上とすること。

③少なくともアスリート出身者を1名以上確保すること。

④全理事のうち女性理事の比率を40%以上にすること。

⑤テコンドーその他格闘技の経験者である理事について、師範または出身母体が同一の者が3名を超えないようにすること。

(2) 監事について

①当法人の理事経験者は1名に限ること。

②競技団体の運営、法務、税務・会計等のいずれかについて十分な知見を有し、経験を有する者であること。

第5条 本規程の改廃については、理事会の決議を要する。

附則〔2020年12月7日〕

本規程については、第3条1項及び第4条(1)①を除き、2020年1月27日から施行する。第3条1項及び第4条(1)①の施行日については、同日から2年以内に理事会が決する。